

送信先 FAX : 03-6459-0445

ドローンソリューション&技術展2018

会期：2018年5月23日(水)～25日(金) 会場東京ビッグサイト

裏面の出展規約を了承の上、上記展示会への出展を下記事項にて、申し込みます。

出展企業記入欄 小間番号：

出展社名	和文	※各種制作物に掲載ご希望の正式出展社名をご記入ください。 (印)		
	英文	※各種制作物に掲載ご希望の正式出展社名をご記入ください。		
所在地	〒			
URL		出展内容		
責任者	氏名	(印) /フリガナ：		
	部署		役職	
	E-Mail			
	TEL		FAX	
担当者 <small>※連絡窓口になる方をご記入ください。</small>	氏名	(印) /フリガナ：		
	所属		役職	
	E-Mail			
	TEL		FAX	

ご出展申込欄

パッケージ小間 1小間 3mx3m	展示スペース/壁面パネル/和英社名版(1枚)/受付カウンター1台/椅子2脚/カーペット/ 蛍光灯2灯/800Wコンセント1ヶ/屑籠/小間内清掃(電気使用料金含む※800Wまで)	¥549,000(税抜)
スペース小間 1小間 3mx3m	展示スペースのみ ※壁面パネル等の基礎装飾は一切含まれておりません	¥435,000(税抜)

プラン	単価(税抜)		申込数/プラン	金額(税抜)
パッケージ小間	¥549,000	×	小間	
スペース小間	¥435,000	×	小間	
スペース3小間以上の場合	¥405,000	×	小間	
角小間料金	¥20,000	×	角	
トライアルパック	¥150,000	×	小間	
出展社セミナープラン	¥200,000	×	枠	
スポンサーシップ		×	プラン	
その他		×	小間	
			小計	
お支払方法	<input type="checkbox"/> 分割 <input type="checkbox"/> 一括	消費税(8%)		
予定日	1回目：月 日 2回目：月 日	合計金額		

■共同出展社がある場合は、その会社名と国名をご記入ください。

共同出展社名	和文		国名
	英文		

■外資系企業の場合は本社国籍を、海外製品を扱っている場合はその国名をご記入ください。

<外資系企業の場合>本社の国籍	国名：
<海外製品お取扱いの場合>取引先企業の国籍	国名：

■請求書送付先(※申込者と請求先が異なる場合のみご記入ください)

企業名		TEL/FAX	
所在地	〒		
氏名		部署/役職	

<お申込・お問合せ先> ドローンソリューション&技術展運営事務局(日本イー・ジェイ・ケイ株式会社内)
 〒105-0011 東京都港区芝公園1-2-6 ランドマーク芝公園7F TEL:03-6459-0444 / FAX:03-6459-0445
tech-wj@eikiapan.co.jp

※ 出展小間料金は期日までに請求書(後日郵送)の指定口座宛にお振込みください。 ※ 規約を必ずご確認のうえ、ご記入ください。
 ※ 本申込書に社印及び担当者印を必ず捺印し、貴社控えのコピーをお取りいただき、FAX又はメールにて事務局宛にお送りください。

1.会 期

2018年5月23日(水)～5月25日(金)
ただし、会場の都合及び天災等により変更する場合があります。

2.会 場 東京ビックサイト(有明)国際展示場 西3・4ホール

〒135-0063 東京都江東区有明3-21-1

3.主催/共催

【主催】日本イージェイ株式会社

〒105-0011 東京都港区芝公園1-2-6 ランドマーク芝公園7F

TEL:03-6459-0444 / FAX:03-6459-0445

4.出展料金

◆パッケージ小間 ¥549,000(税抜)/1小間・9㎡(基本装飾込み)

料金に含まれるもの(1小間当り):

壁面パネル、和英社名板(1枚)、カーペット、
受付テーブル1台、折りたたみ椅子2脚、蛍光灯2灯、
800Wコンセント1ヶ、屑籠1ヶ、期間中の小間内清掃
※電気使用料金は含む。(800Wまで)

◆スペース小間 ¥435,000(税抜)/1小間・9㎡※3小間以上の場合は¥405,000

※壁面パネル等の基礎装飾は一切含まれておりません。
※10小間以上お申込みの場合、10%の割引が適用されます。
※幹線工事費・電気使用料金は含まれません。

◆角小間料金:1角につき¥20,000(税込8%)増し

5. 出展社セミナー料

◆セミナープラン ¥200,000(税抜)/1セッション(20分)

料金に含まれるもの:DM、WEB、E-mailによる告知、プレゼン機材、受講者の名刺提供
会場:展示会場内 60～80席

*日時の割当は事務局にて調整させていただきます。**申込書受領後の参加**

取消の場合は、全額を取消料として申し受けますのでご了承ください。

(聴講者情報は各講演企業の個人情報取扱方針の下、適切に管理ください。)

6.出展申込み

(A)申込み期間 : 2018年2月28日(水)まで(早期割引は2017年8月31日(木)迄)

出展申込期間中であっても、申込面積が予定面積に達した場合は、
締切日を繰上げることがあります。

(B)申込方法

出展申込書に必要事項をご記入の上、事務局にお申込みください。

(C)申込面積

会場の都合あるいは出展申込の状況によっては、事務局が面積の
調整をすることがあります。

(D)申込みの決定

事務局が申込書を受領したと同時に効力を発生致します。

なお、主催者は出展の申込みが、適当でない判断した場合には
出展をお断りする場合があります。

7.出展料金支払いスケジュール

* 1回目支払期日 : 申込時から一か月以内 / 出展料金の50%

* 2回目支払期日 : 2018年1月31日(水) / 出展料金残金の50%

◆各支払期日以降のお申込みの場合は、それまでの期日の合計額
をご請求させていただきます。

◆約束手形によるお支払は、お受けできませんのでご了承ください。

◆振込手数料は、申込み者負担とさせていただきます。

◆一括支払希望の場合は、事務局までご連絡ください。

8.出展申込後の変更・取消

申込後、申込内容を変更、または取消す場合は、次の通り取消料、または変更に伴う
差額を申し受けます。

＝ 申込み形態 ＝ 期日 ＝ 取消料(変更含む) ＝

* <通常申込> 申込日から2017年11月30日(木)まで : 出展料の50%

* <通常申込> 2017年12月1日(金)以降 : 出展料の全額

* <早期割引申込> お申込み後 : 出展料の全額

※尚、上記の「期日」は、出展社からの出展取り消し、変更の意思表示を

正式書面にて、主催者が受領した時点をもって区別します。

※小間種類をパッケージ小間からスペース小間へ変更した場合、2018年4月13日(金)

以降の変更については、出展料の全額を取消料として申し受けます。

※早期割引を適用する場合は、お申込後のキャンセルは受付かねますので、
予めご理解とご了承の程よろしくお願い致します。

9.スペースの転貸等の禁止

出展社は、自社に決定したスペースを、主催者の承諾なしに転貸、
売買、交換あるいは譲渡することはできません。

10.共同出展の取扱い

2社以上の出展社が、共同で出展を申込みことができます。この場合は、
1社が代表して申込み、出展料の支払等請求手続きを行ってください。

11.搬入と搬出

(A)展示物の会場への搬入期間および搬出期間などについては、後日
主催者から「展示規則・運営要領」により通知します。

(B)会期中は、主催者の承認なしに、出展社が小間内へ展示物を搬入
したり、撤去したり、あるいは移動することはできません。

(C)小間内の設備は、2018年5月23日午前9時までに整備し、展示を完了して
ください。同時に空箱・残材等は撤去してください。

(D)出展社は、出展品の撤去を2018年5月25日午後10時までに完了して
ください。期日までに撤去されない物品は、出展社の費用及び危険負担
で主催者が撤去します。

12.印刷物と宣伝行為

(A)主催者は、本展の印刷物全般の発行についての占有権を持ちます。

(B)主催者は、印刷物の作成にあたって、十分留意致しますが、掲載情報に
誤りや脱落等があった場合は、ご容赦願います。

(C)出展社がカタログ等を配布する場合は、自社小間内にかぎります。

(D)展示会に直接関係のない印刷物を配布・宣伝を行うことはできません。

13.補 償

出展社およびその代理者が他社の小間、主催者の設備、または展示会場
の設備および人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展社の責任に
なります。

14.出展品の管理と免責

主催者は準備から撤去までの全期間を通じ、警備保障会社と契約して会場の
管理にあたりますが、展示品の損害、滅失、盗難に関する責任は負いません。

15.保 険

出展社は、会場への物品搬入開始から撤去終了までの期間、必要と思われる
ものについて各自損害保険に加入してください。

16.そ の 他

(A)展示品や小間の保守および清掃は、出展社の責任で行ってください。

(B)展示品の撮影、写生等の可否の許可は、当該出展社の責任で行って
ください。

(C)天変地変等のやむをえない理由で展示会が開催できない時は、
主催者は、すでに受けている出展申込みを取り消すことができます。
すでに払い込まれた出展料については、必要経費を差し引いた上で
なお余剰金があった場合、これを出展面積に按分して出展社に返却します。

(D)出展社が「展示規則・運営要領」の規定等に違反した場合は、主催者
は、その出展社の出展をお断りすることがあります。この場合、
その展示スペースは主催者が処分することができ、また、すでに
払込まれた出展料は返却しません。

(E)出展社が「装飾規定」に違反した場合は、速やかに修正して頂きます。
また、その修正作業に伴い発生した費用については、主催者は一切
責任を負い兼ねますので、各企業にてご負担いただきます。

(F)主催者と出展社、来場者、関係者との間で解決できない事項が発生した場合
主催者所在地の裁判所に裁定を委ねます。

(G)その他展示会の運営詳細は後日発行される「展示規則・運営要項」及び
出展社説明会によってお知らせします。